

## 原告第4準備書面

令和5年10月19日(木)

札幌地方裁判所民事第5部合議係 御中

原告 吉岡 政昭 印

### I, 3回目の口頭弁論を要望した最大の理由

「書類審査」だけでは、これ以上の「不公平とごまかし」の横行闊歩を止めることが出来ないとの危機感を持ったこと。

インターネットで知ったことですが、  
「第2回口頭弁論期日以降」の裁判所の仕事は

「原告と被告の主張の精査や確認、立証」をするため、①「争点整理」  
②「証拠調べ」「証人尋問」 ③「当事者尋問」などが行われる。  
とありました。

- 1点目。「争点整理」は、すでに行われていて、①協定書にある「協議を必要」とする「大規模な改築や改修等」に相当するか否かと ②「安平町とリズム学園との間で経費負担を実際に協議したか否か」であると、認識しています。
- 2点目。「証拠調べ」と「証人尋問」ですが、「証拠調べ」は、すでに、基本的には行われており、残りの「証人調べ」は、今後の審議の必要から行われるものと確信しています。
- 3点目。「当事者尋問」については、「修繕に関して協議を行ったリズム学園と安平町のそれぞれの担当職員」と原告の間で「争点整理された問題の①と②」について、「尋問」を行う必要があると考えています。

※「当事者尋問」の申し出には、「証拠申出書」が必要となりますが、その様式の中に、「人証の表示」があります。  
ところが、床修理問題において協議したとされる安平町側とリズム学園側の協議に参加した人物が不明です。

そこで、裁判所に要請しますが、安平町とリズム学園に対して、  
「床の修繕に関する協議をした職員の住所、氏名、役職を開示(求釈明)  
するよう、請求して下さい。「当事者尋問」の申し出に必要なのです。

4点目。裁判所は被告に対し、前回の準備書面で求めた「争点整理」に関する件に  
関して「求釈明」を行って頂きたい。改めて要請したい。

2回目の口頭弁論の際、被告側代理人から「求釈明に応じない」旨の発言があつたが、裁判官から「求釈明」の要求があれば、「拒否」できないのではないか。内容を一部修正の上、改めて「求釈明」の要望する次第です。

**求釈明 1**、協議を必要とする「大規模な改築や改修等」に相当するか否か。

質問 1、「大規模と判断した根拠・基準は何か。」

**求釈明 2**、安平町とリズム学園が、経費負担を実際に協議したか否か。

それを明らかにするために以下の釈明。

- ①協議を行った日時
- ②協議内容と資料
- ③協議を行った担当者氏名と役職（3点目で要望済み）

## Ⅱ、**被告（町長）は、「協議」を重要視し、 積極的に実施したか？**

私が考える「協議」とは、

偶然の、あるいは、ついでの「立ち話」程度の話ではない。

仮に何らかの連絡を取り合っていたとしても、「形式的に連絡を取り合うだけでなく、実質的にかかる費用や修繕箇所などの情報を共有して、費用の負担についても話し合うこと」であると考えます。

そうしたことは、当然記録されなければならない。

### 「協議記録の不存在」に対する受け留め

そもそも、被告（町長）は、「床の修繕の為の協議」を後日につなげ、税金の使い方に対する目標を持って、積極的に実施しなかったのではないか、と思われる。 明らかな指導上の手抜きをしたな、と思います。

**「協議記録の不存在」に対する被告（町長）の  
どうしようもない「感覚」。何ら痛痒を感じていない。**

**(1) 「協議の記録」の不存在。・・被告（町長）は極めて軽く見ている。（回答書）**

そもそも、「損傷」に関わる町とリズム学園側の事実認識に関わる「協議の記録」が存在せず、客観的な確認が困難となっている。これにも増して重大なのは、町長は「協議の記録が不存在」であることに関して「アケラカン」として、何ら痛痒を感じていない。記録を取らなかった理由を聞かれて、「特にありません」「記録を取らなかっただけです」と町長名の回答文書をメールで寄こしている。（甲第15号証） **その緩さは、答弁書にも反映している。**  
**「答弁書」は言う。**

「協議の事実を記録しておくという今後の課題を遵守すれば、足りるものである。」（今後守れば良いという程度のことでさほど重大ではない）という意味。）

**「移行に伴う実務（「備品台帳」等）も不存在**

因みに、新築「町立はやきた子ども園」（平成22年4月1日開園）が、公私連携認定「はやきた子ども園」に移行するとき、安平町、リズム学園双方で確認したことを示す「移行に伴う実務（「備品台帳」等）」による備品の確認や設備等の確認）の諸記録」（甲第10号証）も「不存在」だった。**一事が万事である。**

町立保育園の通園バスを除く備品が、協定によりリズム学園に無償で譲渡された。その時、町の備品をどれとどれを何個、「譲渡」したのか、どれを修繕したのか、廃棄したのか、等々が、町の備品台帳に記録されなかったのか。町職員は一つ一つ確認し、記録するものではないのか。

**しかし、備品台帳等は、「不存在」だというのである。**

### Ⅲ、「床損傷の原因」を「通常使用」による「経年変化」とする「答弁書の主張」に客観性はあるか？

#### 1、以下は、被告（町長）の答弁書の記述

（答弁書p2）

床の劣化は主に経年によるものであって、通常使用によるものであるのだからその所有者である町が修繕費を負担するのはむしろ当然。

この答弁書の内容は、民法第621条を実態を考慮せずに機械的に援用したもので、実際の「はやきた子ども園」の床増張り替え工事の原因である『床の劣化』の捉え方が、一面的で不正確に思われるのです。

（1）被告の主張には、過去2度にわたる修繕を踏まえた検討・分析が反映していない。何よりも、この施設自体が、この度の修理以前に2度にわたって「修繕」を行って来ております。この事実に立ちますと、修理に当たった一つ一つの床の「劣化の原因」を「通常使用による」「経年劣化によるもの」とする主張ことは、被告側の一方的期待に基づく推測に過ぎず「全て客観的事実」として受け入れることは出来ません。町費負担させるためのアイテムとの見方も出て来ます。

（2）11年前、12年前にも、床の修理が、合計52箇所行われていた。

実は、この「はやきた子ども園」は、公私連携の認定こども園（平成27年9月協定）に移行する以前、総事業費5億円かけて新築され、平成22年（2010年）4月から町立3保育園を統合してスタートしたものであるが、統合後の翌年、23箇所の床の盛り上がりの指摘がされ、2年目にも29箇所の床の盛り上がりが明らかになった。

それを当時のある議員が議会（平成24年6月議会）で取りあげ表沙汰になった。そこで私はこの議会の翌月、平成24年7月12日、床の修繕を行った計52箇所の修繕箇所の特定を求め「平面図」の開示を求めた。（甲第11号証）証拠説明書にある「竣工図」の（甲第12号証）がそれである。

なお、次ページにある見にくい「竣工図」の縮小図面は、単に説明の流れの補助として示したものであるので、直接、証拠説明書（甲第12号証）で確認をお願いしたい。因みに関連証拠書類は、甲11号証～甲14号証となる。

（3）今回（令和4年）、「経年劣化」として「修繕した場所は、」「4歳児保育室」（2箇所）と「遊戯室」（17箇所）の2つの部屋だけだった。

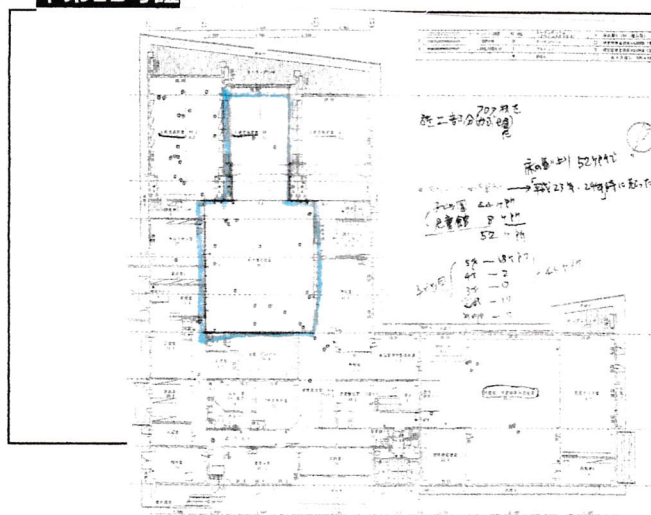
「通常使用による」「経年劣化」を理由にするならば、他の部屋も、等しく修理の対象にならなかったのが、不思議だ。なぜ、2つ部屋だけが、なったのか？

- (注) ① 5歳児保育室・・・18箇所  
 ② **4歳児保育室**・・・**2箇所**  
 ③ 3歳児保育室・・・0箇所。  
 ④ **遊戯室**・・・**17箇所**。  
 ⑤ その他・・・・・・・・7箇所。  
 ⑥ 児童館・・・・・・・・8箇所

以前の床の修繕箇所合計 52箇所

この度、町で修理した部屋は、青く四角に  
 囲んだ部分の「4歳児保育室」と「遊戯室」。  
 (甲第13号証。甲第14号証)

甲第12号証



## 今回（令和4年）の「修繕箇所」の疑問

**なぜ、「4歳児の保育室」と「遊戯室」だけに「経年劣化」が生じたのか？  
 また、「経年劣化」した床の「場所や数や広さ」が明らかにされていない。**

- (1) 以前、修理箇所が少なかった「4歳児の保育室」を修繕する一方、  
 10年前にも修理されていない「3歳児保育室」は、今回も修理なし。  
ここには「経年劣化」はなかったのか。
- (2) 前回の修理で「遊戯室」と同程度の修理をした「5歳児保育室」が、  
 今回、修理されていないのは、「経年劣化」はなかったということか。
- (3) 活動量が多い小中学生が利用する「児童館」が、今回も経年劣化が  
 指摘されていない。  
 子ども園とは修繕費支払いの方法の違いが、仮にあったとしても、  
「経年劣化」は同様に発生するのではないか。
- (4) 「経年劣化」した床の箇所（場所）や広さが、具体的にない。

情報公開請求をして、修理箇所の写真を受け取ったが、回答には不満。  
「床の表面劣化が目的でしたので、ご質問に答える箇所はなく、あれば、  
 増張工事を行うだけでは、解消できないと思います。」との回答。はて？  
 期待したのは、平成24年の52箇所の図面（施工図）のように示して頂く  
 ことだった。あの写真だけでは、実態がつかめない。

## IV、経年劣化に関する大きな疑問

### 1、ポイント①・・・経年劣化の不統一性

- (i) 同じ建物でどの部屋でも「通常使用」が行われ「経年劣化」が起こっていたはずだが、「床の損耗」のため「修理が必要」となった部屋が2つだけだったという。

しかも、個々の箇所が全体図の中では不明確で特定できない。

なぜ、「4歳児保育室」と「遊戯室」だけに「経年劣化」が集中したのか。

そもそも「経年劣化」とは、自然現象の1つではないか。「相関が不十分、一貫性ない。非統一性」などは、馴染まないはずだ。個別の説明が求められるが皆無。

### 2、ポイント②)・・・劣化の内容が不明確。

- (i) 平成24年6月議会でも明らかにされた「床の盛り上がり」の数と場所が、今回の場合は、同様に具体的に全く明らかになっていない。

答弁書では、「床の劣化は、主に経年によるものであって」「通常使用によるものであるのだから」として、修繕費の負担は、施設の所有者である「町が行うべきだ」と主張している。

しかし、「劣化」そのものには、①「経年劣化」や②「通常損耗」の他に、③賃借人に当たるリズム学園側の負担となる可能性の大きい破損、損傷は全くなかったのか。それに対する調査、確認の結果が全く報告されていない。

例えば、「原告第3準備書面」でも述べたことだが、「劣化」に関する次の事実の確認・点検と「記録」が必要である事を重ねて述べておきたい。

- ①通常損傷を超えるレベルの破損はなかったのか。
- ②通常損傷を放置して二次被害によって生じた損傷や汚れの有無。
- ③飲食物をこぼして出来たシミや汚れ。
- ④備品の移動による傷。等々。である。

## V、どうしても、納得できない 町長代理人（顧問弁護士）の法律解釈

次の条文解釈を、皆さん、どう思いますか？  
法律解釈として「ふつう」だと思えますか？

（基本協定書・第6条(3)）

②ただし、共有部分にかかる経費及び大規模な改築や改修等の経費負担は、**甲乙協議のうえ定める。**  
（甲はあびら町。乙はリズム学園）

（代理人の法律解釈）

②町とリズム学園とが、①本件工事が大規模な改築や改修等に該当することを**当然の前提**とした上で、②その経費負担について協議を行ったものであることは**自明**というべき。

（大きな疑問）

- 「ただし」という接続詞が（条件が）、**なぜ、「証明抜き」で、「大規模な改築や改修工事等に該当することを当然の前提」**なるのですか？
- しかも、「協議の実施自体が疑念の中にある」のに、「**その経費負担について協議を行ったものであることは自明**というべき」との結論が、どのように導き出されたのか。不思議で納得できません。

「**ただし**」の意味は、「先行の事柄についてそれに**付随する条件や例外を補足する接続詞**である」と「ものの説明」にはあります。  
「**ただし**」を付けることによって、**前の文を補足し一定の条件、制限又は例外を設ける場合に使われます。**

※しかし、町長代理人の解釈は、「ただし」の援用の仕方が本当に正しいのか、と疑ってしまいます。**「非法規的・非国語的」と受け止めてしまいます。**